

本市では現在、令和3(2021)年度から令和14(2032)年度までの12年間を計画期間とする**第10次厚木市総合計画**に基づき、まちづくりを進めていますが、この間、社会・経済環境は大きく変化してきました。

第10次厚木市総合計画

新型コロナウイルス
感染症5類移行

市民ニーズの
多様化

都心南部直下地
震の発生リスク

県央やまなみ
地域の連携強化

デジタル化の
進展

気象災害の
激甚化

人口減少
超高齢社会

スポーツ・文化芸術・
歴史の聖地づくり

【始期】
令和3年度
(2021年度)

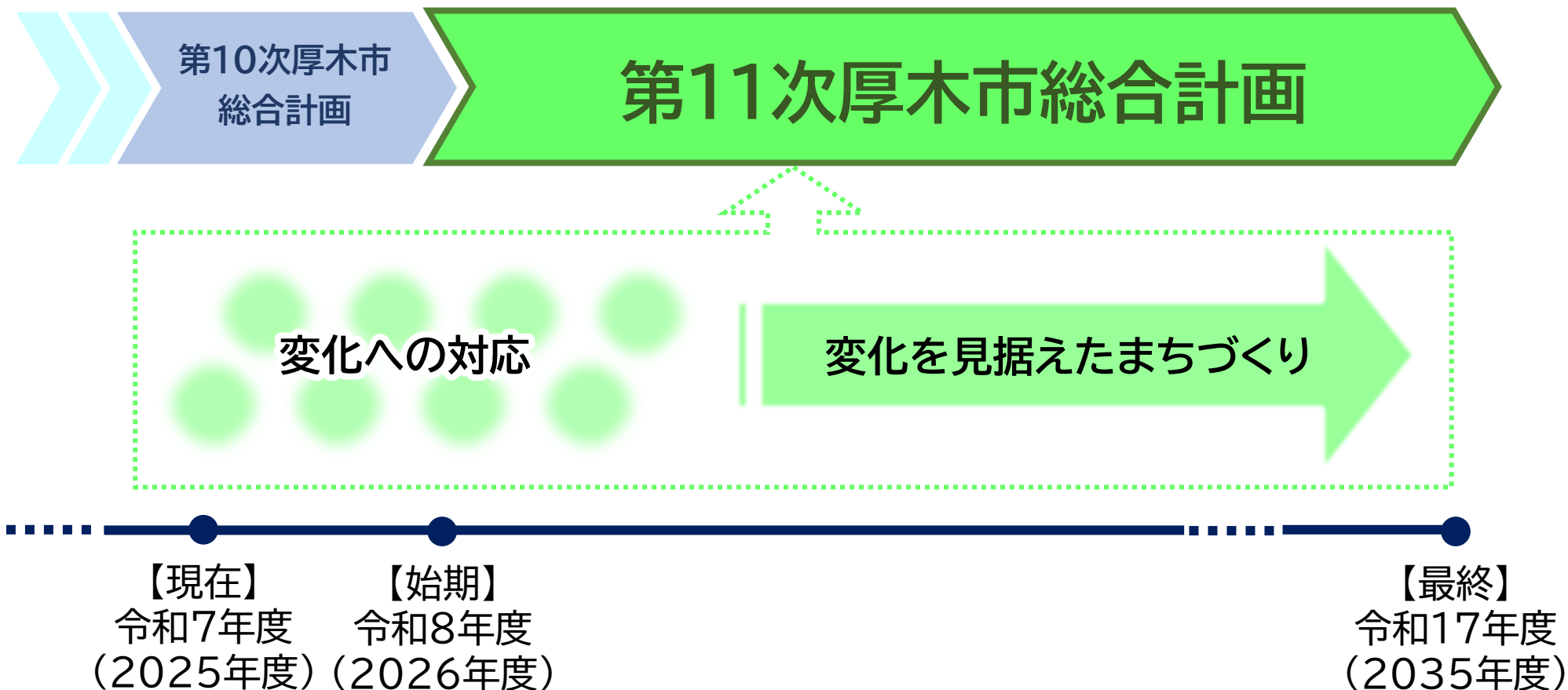
様々な変化

【現在】
令和7年度
(2025年度)

2. 新しい総合計画の策定

2

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、新しい総合計画として**第11次厚木市総合計画**を策定します。



3. 総合計画とは

総合計画とは、厚木市が目指す将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて行政運営を総合的かつ計画的に進めるための**最上位計画**です。

分野ごとの計画や施策は、総合計画に基づいて策定し、実施します。

厚木市総合計画

厚木市防災
都市づくり計画

厚木市地域福祉
計画

厚木市教育振興
基本計画

厚木市都市計画
マスタープラン

(分野ごとの計画や施策)

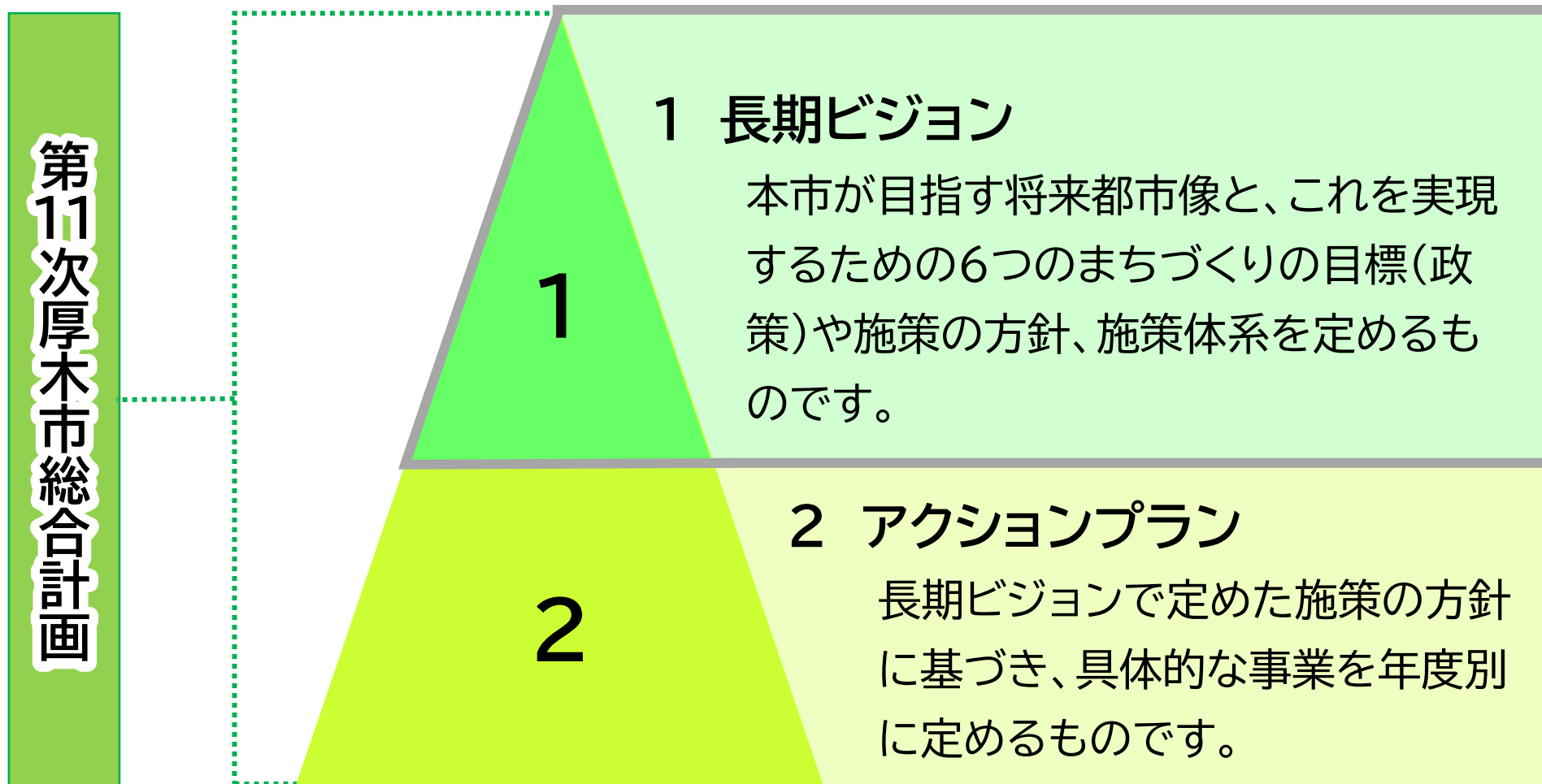
厚木市自治基本条例(抜粋)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「**総合計画**」という。)を策定するものとする。

4. 第11次厚木市総合計画の構成

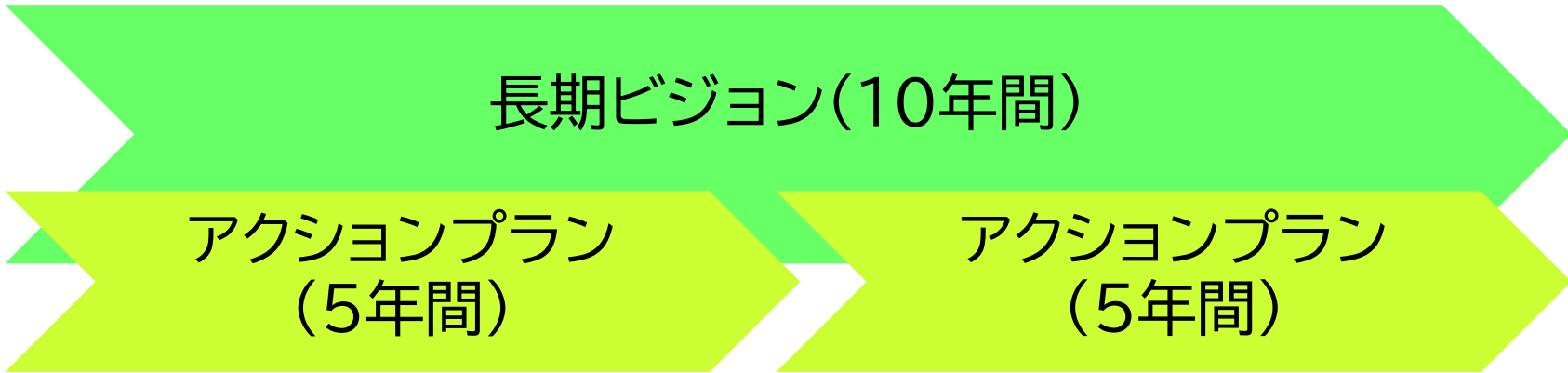
4

「長期ビジョン」と「アクションプラン」の二層構成です。



長期ビジョン

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。
なお、後半のアクションプラン策定と合わせて、中間年度で見直しを図ること
で、社会状況の変化などを一層反映する計画とします。



長期ビジョン(10年間)

アクションプラン
(5年間)

アクションプラン
(5年間)

アクションプラン

前半の期間を令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とし、前半の見直しを行った上で、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの後半5年間の計画を策定します。

第11次厚木市総合計画 長期ビジョン

将来都市像

本市が目指す将来のまちの姿です。

政策

将来都市像の実現に向けた、長期的な視点に基づく6つのまちづくりの目標です。

施策

政策を達成するための施策を位置付けます。

重点プロジェクト

(まち・ひと・しごと
創生総合戦略)

将来都市像及び目標人口を実現するために3つの戦略を掲げ、分野横断的な取組を「重点プロジェクト」として位置付けます。

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」

A (Ambitious)・・・未来を切り拓く

T (Together)・・・共に創る、育む

S (Safe)……………安心と安全

U (Unique)……………ほかにはない

G (Green)……………自然と共に

I (Inspire)……………創造と発見

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。

先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に**愛着と誇り**を持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、**全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。**

8. 将来都市像の背景（市民の皆様からの声）

8

目指したい まち

子育て・教育環境が充実している

地域交流が盛ん

年齢に関係なく地域で見守り合いができている

市民が気軽に意見を言える場が増え、協働が進んでいる

残したい自然がある

自然をいかしたまち

適度な田舎

交通アクセスや治安に不安がない

魅力的な施設がある

農業体験で世代間交流ができる

個人店の誘致や温泉と自然をいかした厚木らしいまちづくり



市民ワークショップ「あつぎ未来創造プロジェクト」

ウェルビーイングな まちにするために

子育て世代と高齢者が地域でつながっている

厚木にしかない街並みがある

交通混雑対策や歩行者、自転車の利便性が確保されている

人権にかかわる取組が強化されている

色々なことが厚木で完結する

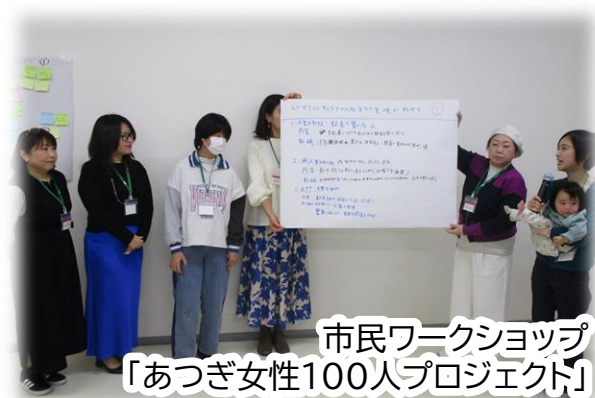
豊かな自然と温泉をいかしたまち

気軽にボランティアに参加でき社会貢献できる

あらゆる人にとって暮らしやすいまち

行政でジェンダークオータ制が導入されている

厚木の良さが子育て層に届いている



市民ワークショップ「あつぎ女性100人プロジェクト」

9. 重点プロジェクト

9

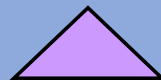
将来都市像を実現するため、三つの戦略を掲げた「重点プロジェクト」を位置付け、重点的に取り組む施策を分野横断的に推進します。

【戦略】	【重点プロジェクト】	【主な取組等】
戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、 住みたい住み続けたい まちをつくる 数値目標 総人口	①新たな人の流れを生み出すまちづくり	中心市街地等の整備、道路
	②新たな発見がある魅力的なまちづくり	スポーツ・文化芸術・歴史、観光振興、魅力発信、広域連携、自然環境
	③穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり	防災・減災対策、防犯対策
	④つながり支え合う地域づくり	福祉、市民協働
戦略2（育てたいまち） こどもたちが幸せに暮らし 続けられるまちをつくる 数値目標 0～14歳人口	①出産・子育ての希望がかなう環境づくり	出産支援、子育て支援、若者の住宅取得支援
	②こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり	学校教育
戦略3（働きたいまち） 地域経済の活性化により、 発展し続けるまちをつくる 数値目標 事業所数・従業者数・ 法人均等割納税義務者数	①暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり	産業拠点の創出、企業誘致、中小企業支援、農業振興、就労支援
	②人にも企業にも選ばれるまちづくり	交通混雑対策、商業振興、地域公共交通対策

10. 政策・施策

10

第11次総合計画では、将来都市像の実現に向けて体系的にまちづくりを推進するため、長期的な視点に基づく五つのまちづくりの目標(政策)と、政策を達成するための施策を定めます。

【政策】	Ambitious 子育て・教育		Together 福祉・健康・コミュニティ								Safe 安心・安全				Unique 都市整備・産業						Green 環境			Inspire スポーツ・文化芸術・魅力				
																												
【施策】	01 子育て	02 学校教育	03 地域福祉	04 高齢者福祉	05 障がい者福祉	06 保健・医療	07 社会教育	08 市民協働	09 生涯学習	10 人権・平和	11 防災・減災	12 消防・救急	13 防犯	14 交通安全	15 都市・交通	16 道路	17 基盤整備	18 公園・緑地	19 産業・労働	20 商業	21 農業	22 温暖化対策	23 循環型社会	24 自然・生活環境	25 スポーツ	26 文化芸術	27 観光	28 魅力発信

11. 政策・施策の目指す姿

11

A 子育て・教育 Ambitious: 未来を切り拓く

こどもたちが未来を切り拓く創造力を育む環境をつくります。

01 子育て

こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。

02 学校教育

こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。

T 福祉・健康・コミュニティ Together: 共に創る、育む

安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

03 地域福祉

地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。

04 高齢者福祉

高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。

05 障がい者福祉

障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。

06 保健・医療

健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。

07 社会教育

知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。

08 市民協働

市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。

09 生涯学習

生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。

10 人権・平和

市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

11. 政策・施策の目指す姿

12

S 安心・安全 Safe:安心と安全

安心・安全に暮らせる環境をつくります。

11 防災・減災	防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。
12 消防・救急	火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。
13 防犯	犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。
14 交通安全	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。

U 都市整備・産業 Unique:ほかにはない

ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

15 都市・交通	誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。
16 道路	効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。
17 基盤整備	魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。
18 公園・緑地	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、市民が豊かに暮らしています。
19 産業・労働	市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。
20 商業	魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。
21 農業	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。

11. 政策・施策の目指す姿

13



環境

Green:自然と共に

豊かな自然と共生する環境をつくります。

22 温暖化対策

再生可能エネルギーの使用及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。

23 循環型社会

ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。

24 自然・生活環境

豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。



スポーツ・文化芸術・魅力

Inspire:創造と発見

住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

25 スポーツ

スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。

26 文化芸術

文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。

27 観光

多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。

28 魅力発信

本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

12. 行政運営の五つの基本姿勢

今後、様々な変化に対応していくためには、次のような視点を踏まえて行政運営を進めていく必要があります。

社会経済情勢に対応した行政経営

社会経済情勢の急速な変化に対して柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。

公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

公共施設やインフラの老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を捉え、施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などを進め、本市の行政サービスを支える公共施設を持続可能なものにします。

DXの推進

新たなデジタル技術の活用による業務効率化を図るなど、DXによる行政改革を推進します。

多様な主体との連携

民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携の取組を推進します。

広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、県央やまなみ協議会や県央相模川サミットなどの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

- 
- 令和7年
- 5月 オープンハウス及び意見交換会の実施。
頂いた御意見を踏まえて長期ビジョン原案の作成。
 - 6月 総合計画審議会(市の附属機関)に長期ビジョン原案を諮問。
 - 7月 総合計画審議会から長期ビジョン原案に対する答申。
 - 8月 答申内容を踏まえて長期ビジョン案の作成。
 - 9月 **オープンハウス及びパブリックコメントを実施。**
 - 10月 パブリックコメント結果を踏まえて長期ビジョン案を修正。
 - 12月 長期ビジョン案を12月議会に提出。長期ビジョン議決。
- 令和8年
- 3月 アクションプランを策定。

長期ビジョン案に対する 御意見をお聞かせください

第11次厚木市総合計画長期ビジョン(案)に対するパブリックコメント実施中

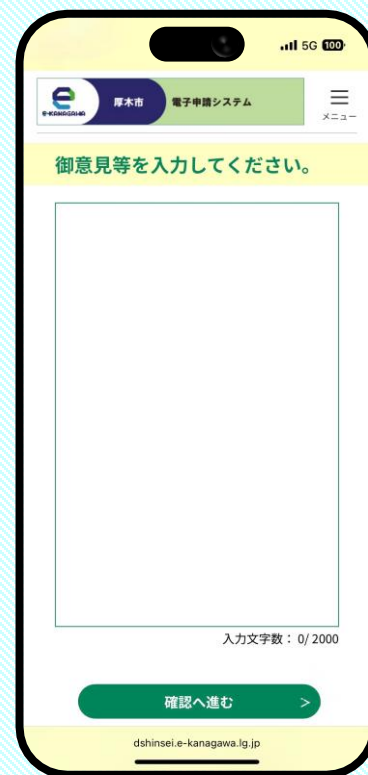
スマートフォンからも御回答頂けます！



電子申請システム申込フォーム



市公式LINE



※電子申請システムの画面イメージ

厚木市 企画部 企画政策課